

令和9年度税制改正要望事項（新規要望事項）

➤ 家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置（所得税、個人住民税）

（要望省庁:こども家庭庁、経済産業省、厚生労働省）

- ・仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の一つとして、ベビーシッターや家事支援サービスがあるが、価格の高さや心理的抵抗感等により、潜在需要に対し、利用は限定的。
- ・子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組むことが必要。
- ・子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって仕事と子育て・介護等の両立に資するため、ベビーシッターを含む認可外保育施設や家事支援サービスの利用に要する費用について、税制上の所要の措置を講ずる。（参考）経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

仕事と家庭の両立支援のため、質の高いベビーシッター・家事支援サービスの利用促進・・・など、子育てしやすい社会・居住環境の整備を行う。

➤ 「こどもとともに成長する企業」への税制上の所要の措置

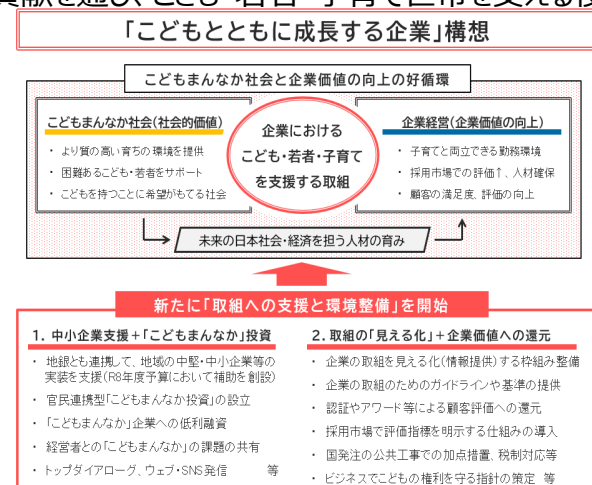
（要望省庁:こども家庭庁）

- ・こども基本法の理念である「こどもまんなか社会」の実現には、企業が職場環境の整備や地域貢献を通じ、こども・若者・子育て世帯を支える役割を果たすことが重要。一方で、特に中小企業者においては、人的リソースの制約から取組が進みにくい。
- ・企業による幅広いこどもまんなか施策を多軸的に評価する「こどもとともに成長する企業（仮称）」認定制度を創設し、これに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

（参考）「日本成長戦略」（令和8年7月21日閣議決定）

（企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出）

企業のこども・子育て支援と成長の好循環を強化するため、「こどもとともに成長する企業構想」を推進し、・・・財務・人材面のインセンティブ施策とひも付く認定制度を導入するなど、環境整備を進める。



※直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、令和8年度限り。

令和 9 年度税制改正要望事項（拡充・延長事項等）

- **令和 9 年度障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置**〔所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、固定資産税、不動産取得税、事業所税、都市計画税、徴収規定、地方消費税〕

(要望省庁:こども家庭庁)

・令和 9 年度障害福祉報酬改定に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

- **ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長等**〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

(要望省庁:こども家庭庁)

・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

・高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金について、支給額の見直し後も引き続き、非課税措置等を講じる。

- **介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置**〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、国民健康保険税、地方消費税〕

(要望省庁:こども家庭庁、農林水産省、厚生労働省)

・令和 8 年特別国会において成立した社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法等の改正を含む介護保険制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

※この他、「第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討」について、内閣官房国土強靱化推進室のほか、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省と共同要望

1 現状

- ・子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は減少傾向にあるものの年間約15万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約11万人と緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約70%となっている。
- ・仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の1つとして、ベビーシッターや家事支援サービスは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。
- ・子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組むことが必要である。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2026(令和8年7月21日閣議決定)

仕事と家庭の両立支援のため、質の高いベビーシッター・家事支援サービスの利用促進・・・など、子育てしやすい社会・居住環境の整備を行う。

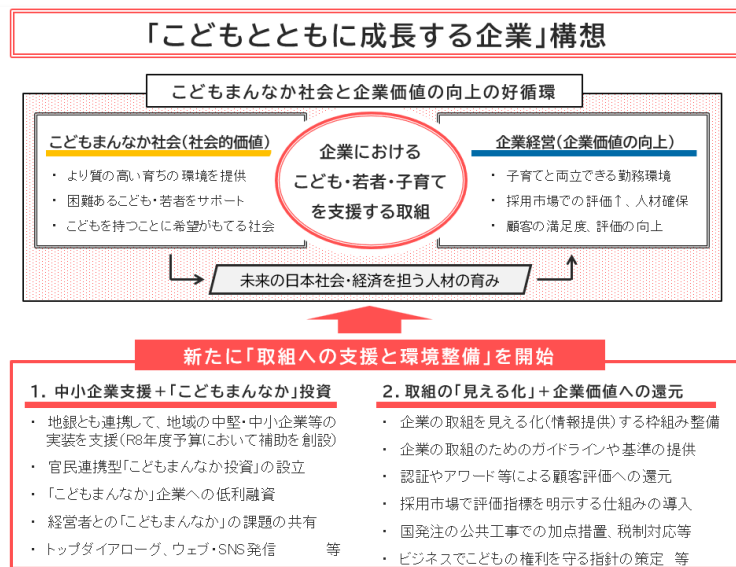
2 要望等

- ・子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって仕事と子育て・介護等の両立に資するため、ベビーシッターを含む認可外保育施設や家事支援サービスの利用に要する費用について、税制上の所要の措置を講ずる。

「こどもとともに成長する企業」への税制上の所要の措置

1 現状

- こども基本法の理念である「こどもまんなか社会」の実現には、行政による福祉サービスの提供に加え、**企業が職場環境の整備や地域貢献を通じ、こども・若者・子育て世帯を支える役割を果たすことが重要。**
- 特に中小企業者においては、育児休業取得者の代替要員確保や柔軟な働き方の導入のほか、若者活躍支援、地域のこども・子育て支援等の社外向けの取組について、**人的リソースの制約から組織的な取組が進みにくい状況**にある。
- 2025年11月、政府は「こどもとともに成長する企業構想」を公表し、企業による「こどもまんなか」の取組支援を政策方針に位置付けた。「日本成長戦略」（令和8年7月21日）においても「こどもとともに成長する企業構想」について財務・人材面のインセンティブ施策とひも付く認定制度を導入するなど、環境整備を進めることとされた。



2 要望等

- くるみん・えるぼし等の認定制度とは別に、企業による幅広いこどもまんなか施策を多軸的に評価する「**こどもとともに成長する企業（仮称）**」認定制度を創設し、これに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

令和 9 年度障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置

(所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、固定資産税、不動産取得税、事業所税、都市計画税、徴収規定、地方消費税)

1 現状

- 障害福祉報酬については、こども家庭審議会障害児支援部会等において、令和 9 年度障害福祉報酬改定に向けた検討を行うこととしている。

2 要望等

- 令和 9 年度障害福祉報酬改定に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る 非課税措置の延長等

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

1 現状

【ひとり親家庭住宅支援資金貸付金】

母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付けを行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、令和3年度から令和8年度までの予算における補助金を財源とした住居費貸付けに係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。

（※）生活状況、就業への意欲等について状況把握を踏まえ、支援メニューを組み合わせで策定する自立支援のためのプログラム。

【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業】

児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して生活支援費等の貸付けを行っており、一定期間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、平成27年度一般会計補正予算等を財源とした生活支援費等に係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。

【高等職業訓練促進給付金等】

高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格取得のための養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とするもの。従前より非課税措置等が講じられており、令和9年度概算要求において支給額の見直しを検討している。

2 要望等

【ひとり親家庭住宅支援資金貸付金・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業】

当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

【高等職業訓練促進給付金等】

高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金について、支給額の見直し後も引き続き、非課税措置等を講じる。

介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、都市計画税、徴収規定、固定資産税、事業所税、国民健康保険税、地方消費税)
(厚生労働省、農林水産省と共同要望)

1 現状

- 2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少が見込まれる。
こうした状況に対応するため、令和9年度から始まる次期（第10期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る必要がある。
 - そのため、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて検討を行い、その検討結果を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正を含む介護保険制度の見直しを行う（※）こととしているところ、当該見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。
- （※）2040年に向けて人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行い、その検討結果を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正を含む障害福祉分野の制度の見直しを行うこととしている。

2 要望等

令和8年特別国会において成立した社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法等の改正を含む介護保険制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。